

11月5日より

住民票・印鑑登録証明書・マイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できるようになります

市民課戸籍係 ☎ 25 1127

旧姓(旧氏)併記とは?

11月5日より、申請手続きをすることで住民票・印鑑登録証明書・マイナンバーカードに旧姓(旧氏)を併記できるようになります。

住民票に旧姓が併記されると、印鑑登録証明書・マイナンバーカード・公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

社会活動において旧姓を使用しながら活動するかたが増加している中、旧姓が併記されることで、さまざまな活動の場面で旧姓を証明することができます。

婚姻などで姓(氏)に変更があった場合でも、これまで称してきた姓(氏)をマイナンバーカードなどに併記し、証明することができるようになるため、旧姓(旧氏)を契約などの場面で活用することや、就職や職場などでの身分証明とすることができます。



マイナンバーカードを新たに作成するかた



マイナンバーカードをすでにお持ちのかた



住民票の記載イメージ

氏名	番号 花子
旧氏	〇〇
住所	〇〇県△△市□□町1番地
前住所	〇〇県□□市◇◇町200番地

印鑑登録証明書の記載イメージ

印鑑	氏名	番号 花子
	旧氏	〇〇
	住所	△△市□□町番〇号
	生年月日	昭和〇〇
	備考	

旧姓(旧氏)の併記はこんなときに役立ちます

こんなときに!

保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使えます!

こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!

旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの？

STEP 1

旧姓が記載された
戸籍謄本などを用意しましょう

入手方法は2種類！

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる



用意ができたなら
提出しよう！



STEP 2

用意した戸籍謄本などと一緒に
マイナンバーカード(通知カード)
・印鑑・本人確認書類を持って
窓口で手続きをしましょう

Q 旧姓としては、どのようなものを併記できますか？

A 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本などに記載されている過去の姓(氏)の中から1つを選んで併記することができます。(その際、マイナンバーカードまたは通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります)
なお、引っ越しでほかの市町村に転入した場合、住民票などに併記されている旧姓は引き継がれます。

Q 住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか？

A 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の一方のみを表示することはできません。
旧姓を併記するときは現在の氏と旧姓の両方が必ず表示されます。

Q 旧姓を削除することはできますか？

A 必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。
ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

市民課窓口にて、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の撮影を無料で行っています。申請を希望するかたはぜひ利用してください。

申請に必要な持ち物

- ・マイナンバーカード交付申請書(通知カードとともにお送りしています)
- ・本人確認書類(運転免許証などの顔写真付きの公的書類であれば1点、健康保険証などの顔写真無しの公的書類であれば2点)



マイナンバーカードでできること

マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

また、マイナンバーの提示と本人確認が同時にできる唯一のカードです。

本人確認の際の身分証明書として

運転免許証などと同様に、身分証明書として使えます。

【カードの有効期限】 ・20歳以上は10年、20歳未満は5年。

・外国人住民の場合は在留資格や在留期間によって異なります。

各種行政手続きのオンライン申請に

- ・電子証明書は、確定申告(e-Tax)などのオンライン手続きに利用できます。
- ・マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)で、行政機関などが保有するあなたの情報や行政機関同士があなたの個人情報を受け渡しした履歴を確認することができます。

※パソコンをお持ちでないかたも市民課窓口でマイナポータルにアクセスできる端末を利用していただけます。



マイナンバーに関する問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル(☎ 0120-95-0178)へ問い合わせてください。

平日 午前9時30分~午後8時 土曜・日曜日、祝日 午前9時30分~午後5時30分(年末年始を除く)